

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項及び第2項後段の規定に基づき指定する特例措置を採ることができる応急入院指定病院について、指定の基準を満たさなくなったため、次のとおり指定を取り消します。

令和6年5月14日

京都市長 松井孝治

病院名	所在地	取消日
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原 町54	令和6年4月1日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)